

30 神電健第 267 号  
平成 30 年 4 月 19 日

事 業 主 殿

神奈川県電子電気機器健康保険組合  
理事長 藤 田 力

## 海外に在住し日本国内に住所を有しない被扶養者の認定について

平素より当健康保険組合の事業運営につきましては、格段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、平成 30 年 3 月 22 日付、標記について厚生労働省保険局保険課長より通知があり、当組合  
においても認定事務の取り扱いが変更となります。

今後申請の際は、下記変更点をご留意くださるようお願いいたします。

なお、変更された内容の取り扱いについて被保険者各位へ広報いただきますようよろしくお願  
いいたします。

### 記

#### 1. 現況申立書の作成

認定対象者の現況について別添「被扶養者現況申立書」を被保険者に作成していただき、添付  
してください。

#### 2. 身分関係の確認

被保険者との続柄が確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類を添付してください。

#### 3. 被保険者と別居の場合の生計維持関係の確認

##### ① 認定対象者の収入の確認

###### 【収入がある場合】

公的機関又は勤務先から発行された収入証明書

###### 【収入がない場合】

収入がないことを証明する公的証明書又はそれに準ずる書類

##### ② 被保険者の仕送り額等の確認

認定対象者に対する被保険者からの送金事実と額について、金融機関発行の振込依頼書又  
は振込先の通帳の写しを添付してください。

上記①と②の額から海外認定対象者の年間収入が被保険者からの年間仕送り額未満であるこ  
とが確認できた場合、原則として被保険者が生計を維持しているとみなします。

#### 4. 被保険者と海外で同居の場合の生計維持関係の確認

上記 3. ①に加え、認定対象者の年間収入が被保険者の年間収入の 2 分の 1 未満であることが  
確認できる書類を添付してください。また、被保険者と同居していることが確認できる公的証  
明書又はそれに準ずる書類を添付してください。

※上記 1～4 の書類が外国語で作成されているときは、翻訳者の署名のある日本語の翻訳文を添付  
してください。

## 被扶養者 現況申立書 （海外に在住し日本国内に住所を有しない被扶養者用）

### 1. 被保険者

記号	番号	フリガナ		
		氏名		

### 2. 認定対象者

フリガナ			生年月日			被保険者との続柄	在住の国名
氏名			年	月	日		

扶養申請の理由

### 3. 対象者の現況

①

収入	あり	なし
----	----	----

年額		円	内訳 (年額)	給与		円	年金		円
				事業収入		円	その他		円

※その他の収入については、下記に収入の内容を具体的に記載してください。

②

仕送り状況	年額		円	仕送り方法	送金・その他(		仕送り頻度	毎月	年	回
-------	----	--	---	-------	---------	--	-------	----	---	---

1回あたり 仕送り額	約		円
---------------	---	--	---

※         で囲われている事項は、証明書類による確認となりますので、必ず提出してください。

国名	身分関係を確認する書類の例
中国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族関係証明書（続柄など）</li> <li>・住民戸籍簿（住所）</li> </ul> ただし自治体により対応が異なる可能性有り
韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族関係証明書（日本の戸籍謄本にあたるもの）</li> <li>・婚姻証明書（配偶者の場合）</li> <li>・出生証明書（親子関係の場合）</li> </ul>
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻証明書（配偶者の場合）</li> <li>・出生証明書（親子関係の場合）</li> </ul>
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の戸籍謄本にあたるもの</li> <li>・婚姻証明書（配偶者の場合）</li> <li>・出生証明書（親子関係の場合）</li> </ul>
ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領事館発行の婚姻証明書</li> </ul>

国名	収入を確認する書類の例
中国	(収入がある場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務先から発行された収入証明書</li> </ul> (収入がない場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体発行の無収入証明書</li> </ul> ただし自治体により対応が異なる可能性有り
韓国	(収入がある場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務先から発行された収入証明書</li> </ul> (収入がない場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>・管轄税務署発行の無所得証明書</li> </ul>
フィリピン	(収入がある場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務先から発行された収入証明書</li> </ul> (収入がない場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>・無収入の証明については決まったものがなく、自治体の窓口などで個別対応の可能性</li> </ul>
ベトナム	(収入がある場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務先から発行された収入証明書</li> </ul> (収入がない場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>・無収入の証明については決まったものがなく、自治体の窓口などで個別対応の可能性</li> </ul>